

# シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案の概要

## 1．規制対象とする化学物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

## 2．クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

## 3．ホルムアルデヒドに関する規制

### 内装の仕上げの制限

居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限を行う。

### 換気設備の義務付け

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

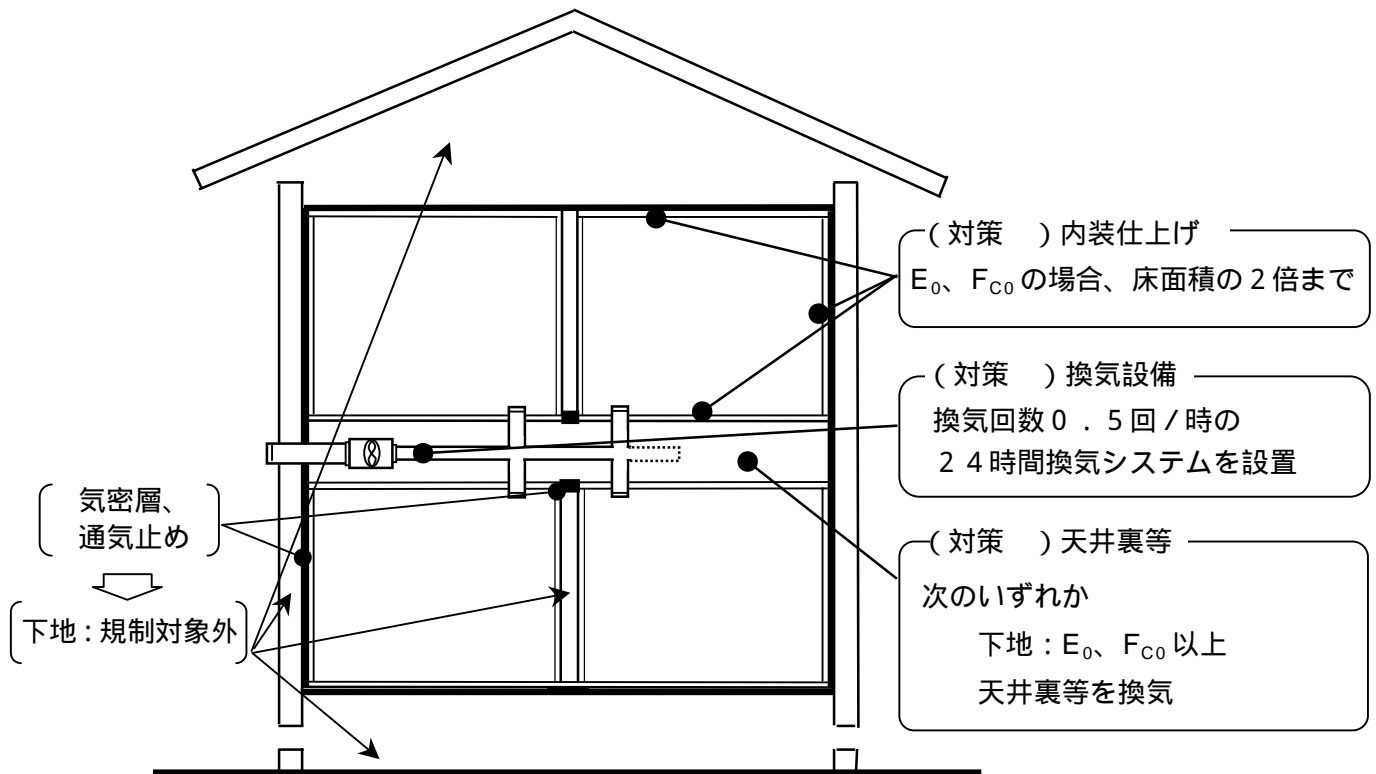
### 天井裏等の制限

天井裏等については、下地材をホルムアルデヒドの発生が少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

# 住宅のタイプ別の対応方法の例

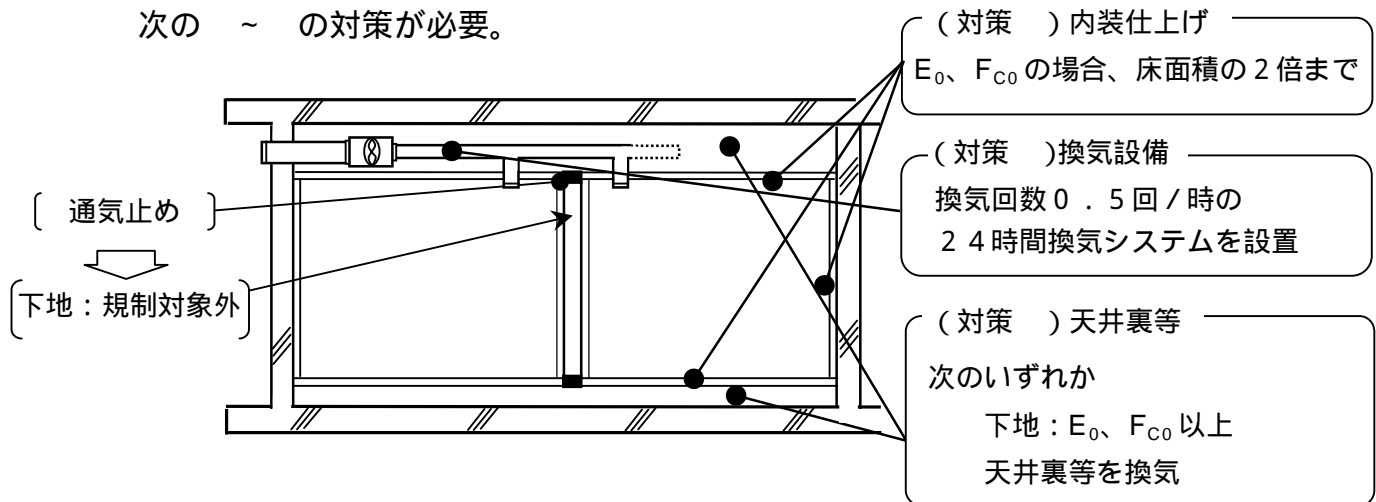
## 一戸建て住宅

次の ~ の対策が必要。



## 共同住宅の住戸

次の ~ の対策が必要。



伝統家屋（土壁真壁造でサッシを用いないもの）等については、内装仕上げの面積制限（対策 ）」のみを適用する。

JIS,JASで整備を予定している $E_0$ , $F_{C0}$ の上位規格の建材については、内装仕上げの面積制限の対象から除外する。

$E_2$ , $F_{C2}$ 及び無等級の建材については、内装仕上げ材への使用を禁止する。 $E_1$ , $F_{C1}$ の建材については、局部的な内装仕上げに限定する。

